

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）が設置する大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「大学等」という。）が学外の機関又は個人（以下「共同研究機関」という。）と共同で行う研究に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 教授、准教授、講師、助教その他大学等において研究活動に従事する特任教員、客員研究員、特別研究員、学生（大学院生を含む。）及び職員等をいう。
- (2) 共同研究 共同研究機関から第3号に定める共同研究員及び研究に要する経費（以下「共同研究費」という。）又はそのいずれかを受け入れて、教職員等が当該共同研究機関と共通の課題について共同して行う研究をいう。
- (3) 共同研究員 共同研究機関に在職している者であって、大学等と共同研究を行う者をいう。
- (4) 派遣共同研究員 共同研究員のうち、共同研究を行うために大学等に派遣された者をいう。
- (5) 共同研究者 共同研究員及び共同研究に従事する教職員等をいう。
- (6) 共同研究代表者 共同研究者のうち当該共同研究を代表する者であって、教職員等（学生を除く。）の中から選出される者をいう。
- (7) 知的財産権 公立大学法人大阪知的財産権取扱規程第2条第2項に掲げる知的財産権をいう。

(共同研究の要件)

第3条 共同研究は、大学等の教育研究上有意義なものであり、かつ、本来の教育研究業務に支障を及ぼさないものでなければならない。

(共同研究の申請)

第4条 共同研究代表者及び共同研究機関の代表者（以下両者合わせて「申請者」という。）は、共同研究をしようとするときは、所定の書面により共同研究の申請を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げるいずれかを満たす場合は申請を不要とすることができる。

- (1) 法人又は教職員等からの応募等により共同研究を行うことが決定した場合において、採択通知等申請書に代わる書面が存在する場合
- (2) 前号に該当しない場合であって、申請者が、共同研究を行う意思を有することを確認出来る書面等の提出がある場合

(共同研究の承認)

第5条 理事長は、申請があったときに共同研究をすることが適当であると認めるときは、承認する旨を申請者に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 共同研究の実施にあたっては、理事長は共同研究機関の代表者との間で、次に掲げる事項を記載した共同研究契約を締結しなければならない。

- (1) 研究の題目

- (2) 研究の目的
- (3) 研究の内容
- (4) 研究の実施場所
- (5) 研究の実施期間
- (6) 共同研究者に関する事項
- (7) 経費の負担に関する事項
- (8) 研究成果の取扱いに関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、共同研究に関し必要な事項

2 共同研究機関が国、法律により設立された特殊法人又は独立行政法人等の場合で前項の規定により難しい場合は、双方協議の上、対応を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 共同研究費は、直接研究に要する経費（以下「直接経費」という。）及び派遣共同研究員の受け入れに要する経費（以下「研究料」という。）並びに大学等の管理に要する経費（以下「間接経費」という。）とする。

2 研究料は、派遣期間一か月につき3万6千660円により算定される額を最低額とし、共同研究機関の代表者と理事長が協議の上定める額とする。

3 法人は、必要に応じ、共同研究費の一部を負担するものとする。

4 共同研究機関は、前条の共同研究契約を締結したときは、指定期間内に共同研究費を納付しなければならない。共同研究機関が負担する経費は別に定める。

5 既納の共同研究費は還付しない。ただし、第10条の規定により共同研究を中止したときは、直接経費及び間接経費にあつては不用となった額の範囲内において、また研究料にあつては実際に派遣共同研究員が派遣された期間に応じて、それぞれ全部又は一部を還付することができる。

6 第10条の規定により共同研究を変更したときは、その事由に応じ共同研究機関に共同研究費の追加負担を求めることがある。

(施設・設備の利用等)

第8条 法人は、その施設及び設備を共同研究の用に供するものとする。

2 理事長は、共同研究の遂行上必要な範囲内で、共同研究機関の設備を大学等に受け入れて教職員等に共同研究を行わせることができる。

3 共同研究員は、共同研究の遂行上必要な範囲内で、大学等の施設又は設備を利用することができる。

4 共同研究員が利用する大学等の施設又は設備に利用料等が定められている場合には、共同研究機関は原則として、直接経費としてそれを負担するものとする。

(設備の帰属等)

第9条 共同研究費により取得した設備等は、法人に帰属するものとする。

2 共同研究機関が国、法律により設立された特殊法人又は独立行政法人等の場合で、前項の規定により難しい場合は、双方協議の上、帰属を決定するものとする。

(共同研究の中止又は変更)

第10条 理事長は、天災その他共同研究の遂行上やむを得ない事由があると認める場合は、共同

研究機関の代表者と協議の上、当該共同研究を中止し、又は当該共同研究の内容を変更することができる。

(共同研究の完了)

第 11 条 共同研究代表者は、共同研究が完了したときは、理事長に報告しなければならない。

(研究成果の公表)

第 12 条 共同研究による研究の成果は公表できるものとし、その公表の時期及び方法等は、理事長と共同研究機関の代表者が協議して定めるものとする。

(知的財産権)

第 13 条 共同研究の結果生じた知的財産権の帰属等については、共同研究契約書並びに公立大学法人大阪知的財産権取扱規程及び公立大学法人大阪成果有体物取扱規程の定めるところによる。

(委任)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の前日までに、大阪府立大学、大阪市立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校において現に契約を締結している共同研究については、大阪公立大学又は大阪公立大学工業高等専門学校に継承し、本規程を適用する。